

2026(令和 8)年度 栗東市立ひだまりの家

運 営 審 議 会

(第 1 回)



2026(令和 8)年 7 月 16 日

市民憲章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに、喜びと誇りをもつ

て、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い進んでこれを守ります。

一、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。

一、教養をたかめ、豊かな文化の創造につとめましょう。

一、若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。

一、心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。

一、隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

栗東市人権擁護都市宣言

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらに
もっている基本的な権利です。

わたくしたち栗東市民は、日本国憲法や世界人権宣言の理念にのっとり、一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重し、すべての市民
が平等に生きる権利を保障する。

よって、正しい人権意識の高揚に努め、不断の努力と実践により、相互
の人権を擁護するため、ここに栗東市を『人権擁護都市』とすることを
宣言する。

目次

○2026(令和8)年度 施設運営方針及び事業計画について

1. 2026(令和8)年度 栗東市立ひだまりの家運営方針・・・・・・・・・・ P. 1
2. 2026(令和8)年度 ひだまりの家事業計画・・・・・・・・・・ P. 4
3. 2026(令和8)年度 相談業務
3－1. 相談（就労・生活・保健）業務実施計画・・・・・・・・・・ P. 7
4. 2026(令和8)年度 地域福祉活動
4－1. 「ひだまりひろば」実施計画・・・・・・・・・・ P. 8
4－2. 老人福祉センター機能の利用計画・・・・・・・・・・ P. 10
4－3. 地域福祉実施計画・・・・・・・・・・ P. 11
5. 2026(令和8)年度 教育事業
5－1. 就学前自主活動・子育て支援事業「にこにこくらぶ」実施計画・・・・・・・・ P. 12
5－2. 小学生自主活動学級「さわやか学級」実施計画・・・・・・・・ P. 14
5－3. 中学生自主活動学級実施計画・・・・・・・・・・ P. 16
6. 2026(令和8)年度 地域交流及び人権啓発
6－1. 図書コーナー「ゆめのくに」「えんぴつのへや」の利用促進計画・・・・ P. 18
6－2. かきかた教室・・・・・・・・・・ P. 20
6－3. 各種講座の実施と自主活動サークルの育成計画・・・・・・・・ P. 21
6－4. 利用者への人権啓発計画・・・・・・・・・・ P. 23

○栗東市立ひだまりの家運営審議会委員名簿・・・・・・・・・・ P. 24

○栗東市立ひだまりの家運営審議会の組織及び運営に関する規則・・・・・・・・ P. 25

2026（令和8）年度 栗東市立ひだまりの家運営方針

【基本方針】

本市では、2020（令和2）年度より第六次栗東市総合計画が策定され、「いつまでも 住み続けたい 安心な元気都市 栗東」の構築を目指し、まちづくりの基本政策として「教育・子育て」をはじめとした5つの安心を定め、新たなまちづくりに取り組む中で、あらゆる人権課題の解決を市政の大きな柱として位置づけ、総合的・計画的に推進しています。

その中で、ひだまりの家は、隣保館設置運営要綱及び、地域総合センター運営要綱に基づき、地域社会の福祉の向上や住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っています。

最近では、インターネット上や SNS 等による発信の匿名性を利用しての誹謗中傷、差別や偏見を助長する情報発信などにより人間不信や不安を抱えるなど人権侵害を受けた方が孤立せず、適切なサポートを受ける環境を整えることが大切です。

こうした中、ひだまりの家では、相談事業や啓発事業に積極的に取り組んでいくことで、地域課題を把握し、総合的な対策を講じることで、人権課題の解決につなげていくことが求められています。

【重点事項】

（1）相談業務

相談業務は隣保館業務の根幹をなす重要な業務の一つであり、部落差別解消推進法の第4条第2項には、「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。」とあり、人権、生活、就労をはじめとして、相談者が安心して話せる環境を作り、地域に根差した相談・支援・啓発活動を行うとともに特に差別事象に関する相談を受けたときは、関係機関と連携し、組織的な対応を行います。

また、各種研修や会議を通じて、相談業務のスキルアップを図っていくとともに相談業務を通じて地域課題を発見し、その解決にむけた取り組みをおこなっていきます。

- ①各種相談への迅速かつ的確な対応と個人情報保護の徹底
- ②関係機関との協働連携と迅速な情報提供

（2）地域福祉活動

少子高齢化の急激な進行や低経済成長の厳しい社会情勢のもと一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加するとともに、住民の多様なライフスタイルを

背景に高齢者の孤独死、社会的孤立などの問題が顕在化し、社会環境の急激な変化を背景に安心してつながるコミュニティをどう形成していくかが地域社会の課題になっています。ひだまりの家は、高齢者の方々の趣味や運動、子どもたちの学習活動や子育て世代の方々との交流を通じて、多世代の方々がつながりを深めることで、あらゆる人権課題の解決とともに地域福祉の向上へつながっていくことを目指しています。

また、近隣地域を含めた、隣保館デイサービス「ひだまりひろば」事業による高齢者同士の交流を通じて、軽体操や創作活動等により、健康づくりや介護予防につながる活動を展開しています。

- ①隣保館デイサービス（ひだまりひろば）の利用促進
- ②老人福祉センター機能の利用促進

（３）教育事業

子どもたちがあらゆる人権課題に対応できる力を身に付けていくために就学前・小・中学生と発達段階に応じた学習を継続して行っています。また、体験活動の場や人との出会いを通して、相手を思いやる豊かな心を育み、自尊感情、コミュニケーション力を培っていきます。

市内小学校からの研修を受け入れ、十里まちづくり事業の思いを子どもたちに伝えることで人権尊重の意識を高めていきます。

- ① 就学前及び小中学生への教育事業（自主活動学級含む）の展開
- ② 地域の保護者及び青年層の自立に向けたそれぞれの組織の育成

（４）地域交流及び人権啓発

少子高齢化社会の進展の中で、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化しており、あらゆる人権課題に対する認識が低下している中で、ネットやSNS上での個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害などの差別的言動に関して特定の地域を指して人権侵害につながるような投稿など、人権に関わる様々な問題が発生しています。

このような中で、差別や偏見をなくするためには、地域住民及び近隣住民との交流を図り、ひだまりの家でのさまざまな活動を通じて、人権意識の高揚を図り、人権啓発につなげていくことが必要です。

このため、ひだまりの家では、地域の自主性をどう高めていくのか、社会全体に根強く残る差別意識をどのように払拭していくのか、地域の方が気軽に来館して利用できる環境をどのようにつくっていくのかを中心に来館者への聞き取りやアンケート及び他の地域で取り組まれている事業や実践内容について、情報収集し事業の見直しを行いながら、情報発信の強化に努め、来館者の増加につなげていきます。

また、福祉の向上や住民交流の拠点となる地域総合センターとして、総合的な活動による人権啓発を図っていきます。

- ①図書コーナー「ゆめのくに」の利用促進
- ②各種講座の実施と自主活動サークルの育成
- ③利用者への人権啓発

2026(令和8)年度 ひだまりの家事業計画

2026(令和8)年度 ひだまりの家事業計画

重 点 事 項 (個別事項)		事 業 内 容
(1) 相談業務	①相談業務 各種（日常生活・健康・教育・就労等）相談への迅速かつ的確な対応と個人情報保護の徹底	
	(1) 複合課題への対応	(1) 地域内の課題には、複合的要因がその背景に存在することから、各担当による積極的な訪宅活動と情報の共有化、内部ミーティング及びケース会議（随時）の開催および関係機関との連携を図る。
	(2) 相談記録の整備	(2) 世帯票・相談記録等の整備
	②関係機関との協働連携	
	(1) 支援方策検討会（継続的相談援助事業）の開催 (2) 連絡調整会議の開催	(1) 館内での課題解決が困難な場合、あるいは課題解決に向けた取り組みが長期的・継続的にわたると見込まれる際に必要に応じて開催する。 (2) 高齢者福祉に係る連絡会議（随時） 就労相談連絡会議（随時） ケース検討会議（随時）
(2) 地域福祉活動	③迅速な情報提供	
	(1) 迅速な情報提供 (2) 職員資質の向上	(1) 訪宅活動、館内掲示、広報「みさと」の発行 (2) 職員研修の実施、各種研修会等への参加
	①隣保館デイサービス（ひだまりひろば）の利用促進	
	(1) 地域内利用の促進 (2) 市内全域利用の促進 (3) 利用者交流と人権啓発 (4) 連絡調整会議の開催	(1) 訪宅活動等による「ひだまりひろば」への利用促進 (2) 民生委員・児童委員及び市内地域包括支援センター等関係機関との連携と市内全域における体験利用の促進 (3) 利用時における利用者間での交流促進と人権啓発 (4) 連絡会議（随時）
	②老人福祉センター機能の利用促進	
	(1) 地域内利用の促進 (2) 市内全域利用の促進 (3) 利用者交流（来館者世代間交流）と人権啓発	(1) 「(1) 相談業務」を踏まえた利用促進（訪宅活動による啓発） (2) 広報紙の活用、栗東市社会福祉協議会との連携 (3) 広報紙配布、館内掲示による啓発
	③地域福祉事業の実施	
	(1) 地域福祉活動の推進	(1) 地域と連携した事業の実施に向けた検討

(3) 教育事業	①就学前及び小中学生への教育事業（自主活動学級含む）の展開	
	(1) 家庭（地域）・学校・園 が総合的に子育て・教育を行うためのコーディネート機能の充実	(1) 訪宅活動の強化 部落差別解消教育担当者会議 1回／月
	(2) 周辺地域を含む人権啓発	(3) 小学校との人権学習と連携
	(3) 自主学習の場の提供	(3) えんぴつの部屋の開放 目標にむけて自習する学び方への支援
	(4) 就学前への取り組み	(4) にこにこくらぶ(就学前自主活動学級・子育て支援事業) 9回／年 就学前乳幼児 6名（3組）
	(5) 小学生への取り組み	(5) さわやか学級（小学生自主活動学級） 2回／月 さわやか保護者懇談会・さわやか全体研修会 他地域との交流会 小学生 10名
	(6) 中学生への取り組み	(6) 中学生自主活動学級 2回／月 自主活保護者懇談会・自主活全体研修会 中学生 6名
	(7) 学習支援の取り組み	(7) 自主活動や個別での学習支援
	②地域の保護者及び青年層の自立に向けたそれぞれの組織の育成	
	(1) 保護者層への取り組み	(1) 部落解放十里子どもを守り育てる会との連携
	(2) 青年層への取り組み	(2) 青年層活動を通したリーダー育成
	③栗東市内小・中学校への人権啓発	
	(1) 児童・生徒への人権啓発	(1) 児童・生徒への人権啓発

3. 2026（令和8）年度 相談業務

3－1. 相談（就労・生活・保健）業務実施計画

相談業務

1. 目的

- ・生活のしづらさなどを抱える人が、必要な支援を受けながら生活の質を維持・向上することができ、地域で安心して生活できる。
- ・地域住民が自ら必要な情報を収集する力を身につけ、自分なりの生活に応じて行動できる。

2. 今年度の取り組み

【就労相談】

- 訪宅及びひだまりの家来館時の就労相談の実施。
- 求人情報や各種職業訓練等の提供の実施。
- 引きこもりの方等の見守りや定期的な状況確認。

【生活相談】

- 訪宅及びひだまりの家来館時に生活相談を実施し、日常生活の悩み事や家庭状況等、問題解決に向けた支援を行う。
- 高齢者の交流の機会としての隣保館デイサービス「ひだまりひろば」への参加の推奨。

【業務全般】

- 広報紙「みさと」による地域への情報提供
- 高齢福祉にかかる連絡会議や就労相談連絡会議等による関係機関との連携

3. 5月末までの取り組み

訪宅および、ひだまりの家来館時の面談により個人の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携しながら相談対応を実施した。

（対応：就労3人／5件・健康3人／4件・生活6人／33件）

4. 地域福祉活動

4－1 「ひだまりひろば」実施計画

1. 目的

高齢者が施設を利用して、健康チェック・軽体操・レクリエーション等を行うことにより、健康維持と自立を助長し生きがいを高め、介護予防を図る。地域住民と周辺住民との交流する場を設け、一人ひとりの交流を図る中で人権・部落差別問題に対する理解と認識を高める。

2. 今年度の取り組み

【介護予防に向けての活動】

- ・軽体操・講座（人権・健康）・脳トレプリント・レクリエーション（創作活動・ゲーム等）を実施する。
- ・外出行事や会食等普段の生活では得られにくい活動も積極的に行う。
- ・体力測定を4カ月ごとに実施し、筋力低下の防止や介護予防への意識づけを図る。
- ・「喫茶タイム」を実施し、団らんやゆとりある時間を提供することにより利用者間での交流を促進し、生きがいのある自立した生活が続けられるよう支援する。

【デイサービスの周知や啓発】

広報（広報りっとう・栗東ふくし）等を利用し、デイサービスの周知を図る。興味を持っていた個人の方へは体験利用を随時行い、デイサービスの意義を理解していただくとともに不安感の払拭を図り、利用を促進していく。

また、地域包括支援センター等関係機関とも連携を図り、地域住民の方の紹介につながるよう周知や啓発を行う。

【実施内容】

実 施 日 ： 火～土曜日

対 象 範 囲 ： 栗東市全域

対 象 ： 原則として介護認定にいたらない、概ね65歳以上の高齢者

利 用 料 ： 1回あたり700～1,500円（昼食代を含む）

定 員 ： 20名

○全体の利用者増に向けた取り組み

年度	目標	具体的な取組
2024 令和6年度	・利用者数 2700 人/年 225 人/月 12 人/日	・充実した事業内容の企画と実施 ・地域包括支援センター等関係機関との連携強化 ・広報誌やひだまりだより等での情報発信・啓発
2025 令和7年度	・利用者数 2900 人/年 240 人/月 12～13 人/日	・充実した事業内容の企画と実施 ・地域包括支援センター等関係機関との連携強化 ・広報誌やひだまりだより等での情報発信・啓発
2026 令和8年度	・利用者数 2900 人/年 240 人/月 12～13 人/日	・充実した事業内容の企画と実施 ・地域包括支援センター等関係機関との連携強化 ・広報誌やひだまりだより等での情報発信・啓発
2027 令和9年度	・利用者数 3000 人/年 250 人/月 12～13 人/日	・充実した事業内容の企画と実施 ・地域包括支援センター等関係機関との連携強化 ・広報誌やひだまりだより等での情報発信・啓発
2028 令和10年度	・利用者数 3100 人/年 260 人/月 13 人/日	・充実した事業内容の企画と実施 ・地域包括支援センター等関係機関との連携強化 ・広報誌やひだまりだより等での情報発信・啓発

4－2. 老人福祉センター機能の利用促進計画

1. 目的

高齢者の健康増進を目的にふれあい・交流の場を提供し、生きがいと健康づくりを通して「人と人とのふれあい」を中心にした交流活動を展開する。

2. 今年度の取り組み

- ・教養娯楽室、ふれあいルーム、いきいきルームの運営
- ・地区内利用の促進として相談業務を含めた来館、訪宅による利用促進
- ・「ひだまりの家だより」や「広報りっとう」をはじめ、広報紙を用いた利用促進
- ・社会福祉協議会や民生委員など関係機関との連携による周知活動

3. 5月末までの取り組み

広報紙等を利用して、ひだまりの家の周知を図るとともに、来館者の快適な施設利用を促進するために施設維持管理に努めています。

4－3. 地域福祉実施計画

1. 目的

地域住民、社会福祉協議会、行政等がネットワークをつくり相互に協力しあうことで、福祉サービスを必要とする人が地域社会の一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを目指していきます。

2. 今年度の取り組み

- ・訪宅を通じた見守りや支援を必要とする方の課題を認識することで、自立した生活を営むことができるように協力を行っていきます。
- ・社会福祉協議会や民生委員など関係機関との連携による周知活動や情報共有により、支援を要する人との理解を図っていきます。

3. 5月末までの取り組み

- ・支援を必要とする方の課題を把握し、訪宅を通じた見守りにつなげました。

5. 2026（令和8）年度 教育事業

5－1. 就学前自主活動学級・子育て支援事業「にこにこくらぶ」 実施計画

1. 目的

- ・十里地域とその近隣地域の参加者の交流を深め、あらゆる差別の撤廃に向けて、主体的に行動できる子ども同士、保護者同士のつながりを広げる。
- ・多くの人のふれあいを大切にしながら、親子で活動できる遊び場の提供をするとともに保護者懇談会等を行い、子育てに関する不安の解消や人権について考えや思いを出し合う時間を持ち、あらゆる差別をなくす生き方を考える機会とする。

2. 就学前につけたい力とその方法

差別をなくす力

- 自分や家族、友達を大切にする気持ちをもつ
- 違いを認め、思いを伝えあえる仲間をつくる
- ・いろいろな人とのふれあいや親子での様々な活動を通して自尊感情を高め、自分も友達も大切にできる仲間づくりをめざす
- ・保護者懇談会で子育てや人権について話し合い、大人の見方や考え方が子どもに大きく影響することを認識し、子どもへのかかわり方を振り返る機会をもつ

自己表現力

- 絵本に関心を持ち、本に親しむ
- いろいろな人とのかかわりから、憧れの気持ちをもつ
- ・絵本の読み聞かせ・読み語りは、乳幼児期に大切な心の安定と語彙力や想像力の向上などの土台づくりに欠かせない取り組みであることを伝え親子で過ごす大切さを伝えていく

3. 対象

- ・栗東西中学校区の就学前の子どもとその保護者
- ・美里地区内乳幼児および保護者（下記に内訳記載）

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	対象児 合計	世帯数
1	2	0	2	0	1	6	3

4. 活動日・時間・場所

- ・原則として月1回 土曜日、年間9回実施
- ・9時30分～11時 ひだまりの家

5. 指導体制

- ・ひだまりの家就学前担当、大宝西保育園家庭支援推進保育士、大宝西幼稚園児童支援加配教諭を中心に活動を企画し、人権教育指導員からの指導助言を活かしながら進めていく。また、保育園、幼稚園の職員の指導協力を求める。

6. 具体的な働きかけ

【保護者懇談会 子育てや人権を考えよう】

- ・栗東西中学校区の親子に参加を呼びかけ、十里地域とその近隣地域の親子の交流を深めながら、一人ひとりの人権を大切にしたい気づきや発見ができる機会を設け、人権啓発を行う。

【ふれあい活動】

- ・親子で楽しめる遊びの紹介をして、子どもと関わることの楽しさを知らせていく。
- ・園児との交流を取り入れながら、同世代の子ども同士の関わりを少しずつもてるような場を設ける。

【絵本の読み聞かせ、読み語り】

- ・乳児期にふさわしい絵本の紹介や“絵本の読み聞かせ、読み語り”を行い、絵本に触れる大切さを伝えていく。

7. その他

- ・当日までに訪宅・おたより配布等で参加を呼び掛ける。
- ・市の公式ラインやひだまりだよりに掲載、および各関係機関にポスター掲示の依頼をするなど周知に努める。

8. 5月末までの取り組み

月	活動内容
5	4組参加 ふれあい遊びをしよう 絵本の読み聞かせ、読み語り 【保護者懇談会】 ・自己紹介 ・ひだまりの家について ・にこにこくらぶが大切にしていること ・子どもの誕生について語ろう

5－2．小学生自主活動学級「さわやか学級」実施計画

1．目的

- ・解放学習を通して、現存する部落差別を正しく認識し、地域の仲間と信じあえる関係を築き、ともに差別をなくす力強い生き方の素地を培う。
- ・大人になったとき、自分らしく生きることができ、反差別の生き方ができる土台となる力を養う。

2．子どもたちにつけたい力

解放の力

- 部落差別問題について正しく理解し、生活の中にある差別と向き合い、仲間と共に差別をなくしていこうとする生き方や行動に移す力
- 自己を肯定し、自信を持ってよりよく生きる力
- 相手を思いやり、すべての人を大切にできる力

自己実現力

- 生活習慣、学習環境を整えるために、自分で考えて行動する力
- 仲間と協力する楽しさを感じ、協働したり、人のために役立とうとしたりする力
- 自分から進んで意欲的に計画し、挑戦し、最後までやり通す力

3．方法

- ・部落問題について正しく理解し、自らの生活の中にある差別と向き合い、仲間とともに差別をなくす生き方やつながりを考える解放学習や、地域の良さや地域に住む方々の温かさを知り、自分の住んでいる美里を誇りに思えるような学習を行う。
- ・共に活動したり、一緒に考えたりする中で、グループで協働してつくり上げる機会を設ける。
- ・子どもたち同士がお互いのことを認め合ったり、成長を褒めたりすることで、子どもたち自らが、より居心地のよい集団になるような言動を意識して行えるようにする。
- ・自分たちで内容を計画する活動や、保護者の思いや子どもにつけたい力を見据えた活動を取り入れる。
- ・自分の考えを話したり、思いを表現したり、自分を出したりできるような活動を取り入れる。
- ・15分間の学習タイムや、訪宅を通して、基本的な生活習慣づくり、学習に向かう姿勢の定着化に努め、自分で考えて生活をより良くできるようにする。

4. 対象児童

- ・対象地域小学生10名(1年…2名、2年…1名、3年…1名、4年…1名、5年…3名、6年…2名)

5. 実施日および時間

- ・隔週木曜日 16時30分～17時30分
- ・集会活動、館外活動等については、夏季・冬季休業日および別の日を設定して行う。学校行事等、児童の生活状況や子どもたちとともに活動される地域の方々の都合によって、時間や曜日の変更を行う。

6. 実施場所

- ・ひだまりの家研修室(内容によっては、コミュニティホール・調理室・運動場・体育館・館外)

7. その他

- ・就学前自主活動学級、中学生自主活動学級との交流活動
- ・「部落解放十里子どもを守り育てる会」との連携
- ・年数回の保護者会の実施や自主活動学級への参観を行い、保護者とともに自主活動を作っていく。その中で解放の力や学習習慣の定着に結びつく具体的な支援を行う。
- ・訪宅や振り返りカード等で、子どもたちの様子を伝えるとともに、活動への理解と参加を促していく。子どもたちの個人ファイルを通して保護者が子どもを励まし、支援をしていく。

8. 5月末までの取り組み結果

- ・第1回(開講式): さわやか学級を行う意義と目的について参加者全員で確認し、仲間とともに取り組むことの大切さを共有した。
- ・第2回(仲間づくり): グループ活動を通して互いの良さを認め合い、仲間と一緒に活動する楽しさや喜びを体感することができた。
- ・延べ人数 16名/2回(5月末まで)

5－3．中学生自主活動学級実施計画

1．目的

- ・解放学習を通して、現存する部落差別を正しく認識し、差別をなくす生き方の構築、信頼とぬくもりのある仲間づくりを推進する。
- ・自己実現する進路選択を目指し、基礎学力の定着を図ると共に、大人になったとき、反差別の生き方ができる土台となる生活実践力を養う。

2．子どもたちにつけたい力

解放の力

- 部落差別に対して正しく理解し、仲間とともに反差別の生き方を目指す力
- 自己を肯定し、自信を持って、よりよく生きる力
- 相手を思いやり、すべての人を大切にできる力

自己実現力

- 自ら生活習慣を整え、仲間とともに学ぶ力、家庭学習を継続する力
- 進路の視野を広げ、自己を実現する力
- 社会のルールとマナーを身につけ、時間を守り、場にふさわしい態度をとる力

3．方法

- ・部落差別について正しく理解し、自分自身がどのように差別と向きあっていくかを考え、仲間とともに反差別の生き方をめざす解放学習を行う。
- ・共に活動したり、一緒に考えたり、グループで協働してつくり上げる機会や、自分の思いを伝えたり話し合ったりする機会を設け、不安や悩みを相談できる仲間づくりを行う。
- ・地域の先輩の話を聞いたり、進路学習や大学や高校への見学などの機会を設けたりする。身近な大人の経験談や進路選択の情報など、自分の進路に関する見通しを持てるような活動を取り入れる。
- ・新しい活動に取り組んだり、自分たちで計画して実行したりする学習を取り入れる。また地域貢献活動やさわやか学級、にこにこくらぶと交流する機会を設ける。
- ・子どもたち同士がお互いのことを認め合ったり、違うことは違うと言い合ったりする中で、子どもたち自らより居心地のよい集団作りを行う。
- ・30分の学習タイムや生活習慣を考える学習、訪宅を通して、基本的な生活習慣づくり、学習に向かう姿勢の定着化に努め、自分で考えて生活をより良くできるようにする。

4. 対象生徒

- ・対象地域 中学生 6名 (1年0名、2年…4名、3年…2名)

5. 活動内容・実施日および時間

- ・隔週水曜日 18時30分～19時30分
(60分解放学習・30分質問教室を目途に、学習習慣の確立に向けた取り組みを継続する)
- ・自主活動学級以外に個別に訪宅において学習習慣の確立を目指す。
- ・定期テスト前2週間については、学力補充の学習会を追加する。

6. 実施場所

- ・ひだまりの家 研修室 (内容によっては適時活動場所を変更する。)

7. その他

- ・小学生、高校生、青年とのつながりを大切にし、仲間づくりを進める。
- ・「部落解放十里子どもを守り育てる会」との連携
- ・ともに子どもたちから信頼される大人であるよう、保護者、地域、学校と連携を図り、自主活動学級を作っていく。

8. 5月末までの取り組み結果

- ・第1回(開講式): 自主活動学級に取り組む意義と目的、1年間のめあてを参加者全員で確認し、自分たちで考え行動することの大切さを共に学んだ。
- ・第2回(仲間づくり): 自分たちでやりたい活動を話し合い計画した。活動を通して互いの良さを認め合い、仲間と一緒に取り組む楽しさや充実感を味わうことができた。
- ・延べ人数 6名/2回(5月末まで)

6. 2026(令和8)年度 地域交流及び人権啓発

6-1. 図書コーナー「ゆめのくに」「えんぴつのへや」

1. 目的

- ・ 図書を通して、子どもの「考える力」「感じる力」「創造する力」を育む。
- ・ 読書や絵本の読み語りを推進し、子ども同士、親子、保護者同士の“つながりの場”を提供する。併せて、絵本等の読み語りを通じた人権啓発も行う。

2. 今年度の取り組み

【運営等】

- ・ 絵本を中心とした児童書及び人権図書の拡充
新刊だけでなく、既刊本を含めた幅広い資料収集を随時行う。
- ・ 特集コーナーの開設（特集本は毎月入替）
季節や行事等に合わせた本を集めて紹介する。

【利用促進】

- ・ 「ゆめのおはなし会」の開催 … 10回開催予定
対象：就学前児童～小学生（低学年）… 内容：絵本の読み語りなど
- ・ 夏休み事業「ゆめのくにスタンプラリー」の企画・開催
本を借りスタンプを集めてもらう。
- ・ 保幼交流事業「ゆめのひろば」の実施
対象：大宝西保育園、大宝西幼稚園の5歳児
内容：来館による本の貸出、絵本の読み語り
大宝西保育園 毎週1回
大宝西幼稚園 毎月1回
- ・ 就学前自主活動学級・子育て支援事業「にこにこくらぶ」での絵本読み語り、図書の紹介
- ・ コミセン大宝西主催の「ふれあいまつり」への参加

【広報活動】

- ・ 新着図書案内の「ゆめのくに通信」の発行（年4回発行予定）
- ・ 広報誌「ひだまりだより」への掲載内容の充実
- ・ 地域向け広報紙「みさと」への投稿（事業等の紹介）
- ・ 広報りっとう「お知らせ版」への事業企画を定期的に投稿
- ・ 各種イベントでのPR用チラシの配布

【人権啓発】

おはなし会において絵本等の読み語りを通じ人権啓発を行う。

3. 5月末までの取り組み

【運営等】

- ・絵本を中心とした新刊・既刊本の定期的な購入
- ・特集コーナー設置（2回）※季節や行事に合わせた本を毎月入替

【利用促進及び人権啓発】

- 「ゆめのおはなし会」… 1回
- 「ゆめのひろば」… 大宝西幼稚園1回、大宝西保育園7回
- 就学前自主活動学級「にこにこくらぶ」での絵本読み語り1回

【広報活動】

- ・広報誌「ひだまりだより」へオススメ図書及び新着図書の掲載

○利用者増に向けた目標

年 度	目 標	具体的な取組
2024	ゆめのくに利用人数：10,800人 おはなし会参加人数：270人	PR活動の強化（認知度向上等） PR用チラシの配布先を拡充 地域等へのイベント参加・PR
2025	ゆめのくに利用人数：11,100人 おはなし会参加人数：280人	PR活動の強化（認知度向上等） PR用チラシの配布先を拡充 地域等へのイベント参加・PR
2026	ゆめのくに利用人数：11,400人 おはなし会参加人数：290人	PR活動の強化（認知度向上等） PR用チラシの配布先を拡充 地域等へのイベント参加・PR
2027	ゆめのくに利用人数：11,700人 おはなし会参加人数：300人	PR活動の強化（認知度向上等） PR用チラシの配布先を拡充 地域等へのイベント参加・PR
2028	ゆめのくに利用人数：12,000人 おはなし会参加人数：310人	PR活動の強化（認知度向上等） PR用チラシの配布先を拡充 地域等へのイベント参加・PR

<算出根拠>

- ① ゆめのくに利用人数は、2023（予測値）に年間300名増を目標に設定した
- ② おはなし会参加人数は、2023（予測値）に年間10名増を目標に設定した

6－2．かきかた教室

1．目的

保護者同志が送り迎えの際に交流を深めることをねらいとするとともに、子どもたちが読み書きの能力を身に付けることを目的とする。

2．今年度の取り組み

【各種講座の開催】

- ・かきかた教室 原則週1回

対象：十里在住（十里、明日香、美里自治会）の5歳児

目的：かきかたの学習と仲間づくりをおこなう。

3．5月末までの取り組み

5月から実施。（登録人数／3名・実施回数／2回・延べ人数／6名）

6－3．各種講座の実施と自主活動サークルの育成計画

1．目的

地域住民および近隣住民との相互交流を図ることで、つながりを深め、生涯学習意識を高めつつ、自らが自主活動サークル等を立ち上げ、運用することで自主性を高める。

また、各種講座を開催することで地域住民以外の利用者をひだまりの家に来館してもらうことで住民交流に繋げる。

2．今年度の取り組み

【各種講座の開催】

- ・パンフラワー教室 月1回

対象：どなたでも

目的：粘土を使った造花作りを通じて、地域住民との交流を図る。

- ・英語教室 年20回

対象：大宝西小学校区の小学生1～2年生の児童

目的：前期10回、後期10回の英語教室をそれぞれ開催し、ひだまりの家で英語の学習を通じて、仲間作りをおこなう。

- ・アートボトル教室 月1回

対象：どなたでも

目的：ガラス瓶に山野草を詰めるアートボトル作りを通じて、地域住民との交流を図る。

- ・ポーセラーツ教室 四半期1回

対象：地域住民

目的：白い皿に特別なシールを貼り付ける陶器作りを通じて、文化活動など生涯学習意識の高揚を図る。

- ・親子料理教室 年2回

対象：大宝西小学校区の小学生1～3年生とその保護者

目的：食育の大切さを、料理を通じて感じてもらうことと地域住民との交流を図る。

- ・健康教室 年5回

対象：地域住民

目的：健康志向を踏まえ、健康維持と介護予防を図るとともに健康意識の向上につなげる。

【自主活動グループへの支援】

地域住民や周辺住民の交流を深める手立てとして、各種講座から自主活動サークルへの移行支援や新規に実施したいサークル活動への支援を行う。

3．5月末までの取り組み

昨年度に引き続き「英語教室」「パンフラワー教室」、「アートボトル教室」及び「ポーセラーツ教室」を実施している。

○利用者増に向けた目標（各種講座）

年度	目標	具体的な取組
2025	講座受講者数（かきかた教室を除く） 396人	講座内容の精査、見直し 受講者のニーズを把握 ホームページ・広報紙・SNS等での情報発信 自主活サークルへの移行支援
2026	講座受講者数（かきかた教室を除く） 416人	講座内容の精査、見直し 受講者のニーズを把握 ホームページ・広報紙・SNS等での情報発信 自主活サークルへの移行支援
2027	講座受講者数（かきかた教室を除く） 437人	講座内容の精査、見直し 受講者のニーズを把握 ホームページ・広報紙・SNS等での情報発信 自主活サークルへの移行支援
2028	講座受講者数（かきかた教室を除く） 459人	講座内容の精査、見直し 受講者のニーズを把握 ホームページ・広報紙・SNS等での情報発信 自主活サークルへの移行支援
2029	講座受講者数（かきかた教室を除く） 481人	講座内容の精査、見直し 受講者のニーズを把握 ホームページ・広報紙・SNS等での情報発信 自主活サークルへの移行支援

【算出根拠】

2024年度の講座受講者数が380人に到達しており、その値を5%ずつ増加させていった数字を2025～2029年度の目標値として定めています。

6－4 利用者への人権啓発計画

1. 目的

来館者をはじめ、各種の事業等を通して多くの人に啓発することで、差別意識の解消及び人権尊重の意識向上を図る。

2. 今年度の取り組み

- ・第31回大宝西ふれあい人権文化祭の実施（10月18日開催）
- ・広報誌「ひだまりの家だより」の発行（月1回）
- ・地域住民向け広報誌「みさと」の発行（月1回）
- ・館内掲示物の更新
- ・研修の受け入れや各種研修会の会場提供

○5月末までの取り組み

- ・広報誌「ひだまりの家だより」の発行 2回
→大宝西学区の全戸へ配布し、各関係機関へ配布
- ・地域住民向け広報誌「みさと」の発行 2回
→美里自治会の全戸へ配布
- ・館内掲示物の更新 随時
- ・研修の受け入れや各種研修会の会場提供
研修受け入れ：4団体、160人

栗東市立ひだまりの家運営審議会委員名簿

(任期：2028年3月31日まで)

氏 名	区 分	所 属 等	任 期
鎌 田 容 子	第2条2 (1) 人権擁護に識見を 有する者	人権擁護委員	2026年7月16日 ～ 2028年3月31日
田 代 一 也	第2条2 (1) 人権擁護に識見を 有する者	部落解放同盟十里 支部長	2026年7月16日 ～ 2028年3月31日
八 谷 和 美	第2条2 (1) 人権擁護に識見を 有する者	部落解放同盟十里 支部女性部副部長	2026年7月16日 ～ 2028年3月31日
横 井 久美香	第2条2 (1) 人権擁護に識見を 有する者	滋賀県人権教育 栗東研究会会長	2026年7月16日 ～ 2028年3月31日
平 田 善 之	第2条2 (2) 社会福祉に識見を 有する者	栗東市社会福祉協 議会会長	2026年7月16日 ～ 2028年3月31日
鷲 森 眞理子	第2条2 (2) 社会福祉に識見を 有する者	栗東市民生委員児 童委員協議会連合 会代表	2026年7月16日 ～ 2028年3月31日
駒 井 芳 弘	第2条2 (2) 社会福祉に識見を 有する者	栗東市民生委員児 童委員協議会連合 会代表	2026年7月16日 ～ 2028年3月31日
中 村 昌 司	第2条2 (3) その他市長が適当と 認める者	大宝西学区地域振 興協議会会長	2026年7月16日 ～ 2028年3月31日
井之口 敏 則	第2条2 (3) その他市長が適当と 認める者	美里自治会長	2026年7月16日 ～ 2028年3月31日
富 永 健二郎	第2条2 (3) その他市長が適当と 認める者	公募委員	2026年7月16日 ～ 2028年3月31日

○栗東市立ひだまりの家運営審議会の組織及び運営に関する規則

平成 16 年 3 月 31 日

規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、栗東市地域総合センターの設置及び管理に関する条例(平成 16 年栗東市条例第 17 号)第 4 条の規定に基づき、栗東市立ひだまりの家運営審議会(以下「運営審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 運営審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権擁護に識見を有する者
- (2) 社会福祉に識見を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 運営審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 運営審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 運営審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 運営審議会の庶務は、市民部ひだまりの家において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、運営審議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、栗東市地域総合センターの設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。

(栗東市十里会館運営審議会規則の廃止)

2 栗東市十里会館運営審議会規則(昭和 51 年栗東町規則第 24 号)は、廃止する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日規則第 30 号)抄

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。